

平成 31 年度「ニュースポーツ用具貸出」開催要項

1. 目的

ニュースポーツを各地域へ普及するため、幅広い年齢層に生涯スポーツへの参加を呼びかけ、ニュースポーツに親しむための講習会等を実施する団体等へ用具の貸出しを行う。

2. 対象

- (1) 当協会加盟団体及び公共性のある非営利団体が利用する場合
例：行政関係、学校、幼保、老人クラブ、町内会等
- (2) 団体（(1)を除く）が当協会の指定管理施設を使用し、利用する場合
- (3) 企業が職員の福利厚生を目的に、借用を希望する場合
※ただし、営利目的や営業行為を伴う場合は対象外とする

3. 貸出対象物品・使用料

当協会が所有するニュースポーツ用具 ※別紙「用具一覧・料金表」参照
体協加盟団体は、半額減免とする。

4. 貸出手続きについて

(1) 申請書受付期間

使用日の 2 ヶ月前の 1 日より貸出日の 2 日前までとする。

貸出期間は原則、利用日の前後 1 日として、最長 5 日以内とする。

(2) 申請から返却までの流れ

① 申請

富山市総合体育館 (Tel : 444-6688) へ電話で用具の有無を確認(仮予約)したのち、ニュースポーツ借用申請書(様式第 1 号)を提出。

② 貸出・料金の支払い

貸出日に、富山市総合体育館 1 階事務所にて用具の受渡しを行い、使用料を支払う。

③ 返却

使用後は用具を清掃、点検し、ニュースポーツ用具使用報告書(様式第 2 号)と併せて貸出期間内に返却する。返却時には貸出確認表と照合でき、破損・紛失に対応できる者が立会うものとする。

5. その他

- (1) 貸出用具の転貸は一切禁止する。
- (2) 室内専用の用具は、屋外での使用は一切禁止する。
- (3) 用具の紛失、または使用者の故意及び過失により用具を破損した場合は、使用者において現状復帰すること。
- (4) 使用料の還付は原則、行わないものとする。ただし、以下に該当し当協会が妥当と判断する場合は、ニュースポーツ用具還付申請書(様式第 4 号)の提出をもって全額還付する。
 - ・屋外で使用する物品について、天候等により用具を使用できなかった場合
 - ・その他、当協会が認めた場合

(別紙)

「用具一覧・料金表」

用具名		使用場所	セット内容	金額 (円)	在庫数 (セット)	1セット あたりの 人数(人)
①	グラウンド ゴルフ	ホール	(ホールポスト4ホール分)×2袋	1,000	5	24
		クラブ ボール	(クラブ・ボール 各6個)×4袋	1,000	5	
②	パークゴルフ	屋外	(クラブ・ボール・ティ 各5個) ×4袋	500	3	20
③	ターゲット バード ゴルフ	ホール	(下円・台座・ネット) ×9ホール分	1,000	1	20
		クラブ ボール	(クラブ・ボール・スタート マット)×20個	1,000	1	
④	ペタンク	屋外	ボール緑6個・赤6個・ ビュット1個	500	5	6
		屋内	ボール緑6個・赤6個・ ビュット1個・簡易サークル1個	500	12	6
⑤	キャッチング・ザ・ スティック	屋内	(同色16本)×4袋	500	3	8
⑥	シャッフルボード	屋内	キュー2本・ディスク8枚・ コート1枚	500	1	4
	タンポポシャッフル ボード	屋内	キュー2本・ディスク8枚・ コート1枚	500	1	4
⑦	キンボール	屋内	玉・ブローアール・ゼッケン・得点板	1,000	4	12
⑧	フレッシュテニス	屋内	ラケット25本・ボール100個	500	1	25
⑨	カローリング	屋内	(ジェットローラー6個・ ポイントゾーン1枚)×2箱	2,000	3	6
⑩	スティックリング	屋内	スティック6本・パック6個・ コート1枚・透明マット1枚 ※傷ありコート(3セット貸出 の場合無料)	1,000	2	6
⑪	ストラックアウト		本体1台・ディスク10枚・ ナンバーボード1~9	1,000	2	10
	ストラックアウト (アニマル)	屋内	本体1台・ディスク10枚・ ナンバーボード1~9・ アニマルボード9枚	1,000	2	10
⑫	スポーツチャンバラ 【新規】	屋内	エアーソフト剣(小太刀)10本 防具(新面)10個	1,000	1	10
⑬	大縄跳び	屋内	(1本)×4袋	500	2	10
⑭	ストレッチポール	屋内	ハーフストレッチポール60本 ※30人分	1,000	1	30

※1. 加盟団体は、この金額の半額

※2. 公式ルールに基づく人数